

お客さま 各位

株式会社 池田泉州銀行

改元にかかる各種対応について

2019年5月1日（水）に新天皇即位に伴う改元が行われました。

一部の帳票・小切手等につき、旧元号表記があるもののお取扱いについてご案内いたします。

1. 「平成」表記の各種帳票は、2019年5月以降もそのままご使用いただけます。

- ・新元号「令和」への訂正も可能ですが、そのまま使用される場合には、「平成31年」とご記入ください。
- ・「令和」へ訂正される場合は、「平成」に二重線を引きご記入ください。
訂正印は不要です。

2. 「平成」表記の手形・小切手は、2019年5月以降もそのままご使用いただけます。

- ・振出日・支払期日ともに「平成31年」「令和1年」「令和元年」いずれかの表記の使用が可能です。「令和」へ訂正される場合、訂正印は不要です。

1. 帳票、2. 手形・小切手への記入例（2019年5月7日の年月日を記入する場合）

【例1】 平成 31 年 5 月 7 日 （そのまま使用する場合）

令和

【例2】 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日 （新元号「令和」を記入する場合）

■改元対応 Q&A

Q 1	帳票・書式の「平成」の表記は、改元後すぐに変更されるのか。
A 1	新元号発表後も、改元後の帳票・書式をご準備するまで、一定のお時間をいただきます。当面の間、「平成」表記の帳票・書式のご使用が続きますことご理解ください。
Q 2	新元号の手形・小切手は、改元後にすぐ発行できるのか。
A 2	ご依頼をいただきましたら、「令和」表記の手形・小切手を発行いたします。なお、「平成」の表記の手形・小切手もご使用いただけます（Q4をご参照ください）。
Q 3	改元前に5月以降の支払期日で「平成」にて振出した小切手類は大丈夫か。
A 3	「平成」の年数表記（平成31年〇〇月××日）で、問題ありません。
Q 4	改元後も「平成」の表記の手形・小切手を使用してもいいのか。
A 4	「平成」の表記のままをご使用いただけます。 新元号に訂正せず「平成」の表記のままのご使用時は「平成31年」とご記入ください。
Q 5	運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記でも有効なのか。
A 5	運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書等として受付けます。